

議案第 6 2 号

日出町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について

日出町予防接種健康被害調査委員会条例を次のように定める。

令和 元 年 1 2 月 5 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町予防接種健康被害調査委員会条例

(設置)

第 1 条 日出町民の予防接種による健康被害の迅速な救済を図るため日出町予防接種健康被害調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 調査委員会は、町長からの諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 予防接種（予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 5 条及び第 6 条の規定による予防接種並びに町の行政措置に基づき実施する予防接種をいう。以下同じ。）に起因して発生した疑いのある健康被害について、当該予防接種との因果関係の有無に関する医学的見地からの調査
- (2) 予防接種による健康被害の原因及び責任の所在の究明
- (3) 予防接種による健康被害に対する措置
- (4) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 調査委員会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者を町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師 5人以内
- (2) 大分県の保健所職員 1人
- (3) 副町長

2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第5条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(諮問)

第6条 町長は、予防接種に起因すると疑われる健康被害が発生したときは、調査委員会に諮問しなければならない。

(会議)

第7条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、審議することができない。

3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 調査委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 調査委員会の庶務は、予防接種担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

日出町予防接種健康被害調査委員会を設置したいので提出する。